

買物公園のあり方検討会議開催要綱

(目的)

第1条 国内初の恒久的歩行者専用道路である平和通買物公園が、令和4年6月1日に開設50年の節目を迎え、まちの顔である買物公園を軸とした中心市街地のあり方が一層重要になっていることから、本市の中心市街地における買物公園の活性化策について、まちなかにおける滞在機能の強化や回遊性の向上に向けて、様々な人が憩い、交流できる空間づくりを目指し、新しい買物公園の姿をつくり上げるための意見交換を行い、これを推進するエリアプラットフォームの構築と、未来ビジョン等の策定について検討するため、買物公園のあり方検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる区域において、中心市街地における買物公園の活性化に関する意見交換を行い、エリアプラットフォームの構築と、未来ビジョンの策定に向けた検討を行う。

- (1) 路線名が、市道緑橋通2号線、道道旭川停車場線、市道宮下通1号線、市道昭和通線、国道40号及び市道8条通2号線である道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。）に囲まれた区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、市長が必要と認める区域

(組織)

第3条 会議は、15人以内の参加者で組織する。

2 参加者は、次に掲げる者の中から市長が参加を依頼する。

- (1) 学識経験者及び専門家
- (2) 本市中心部の活性化にかかわる団体の代表者又は役員等
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 第1項に定めるもののほか、本市中心部の活性化に関する意見を得るため必要があるときは、懇談会にオブザーバーを置くことができる。

(参加期間)

第4条 参加期間は、令和6年3月31日までとする。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、参加者に対し、書面により意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、地域振興部地域振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。